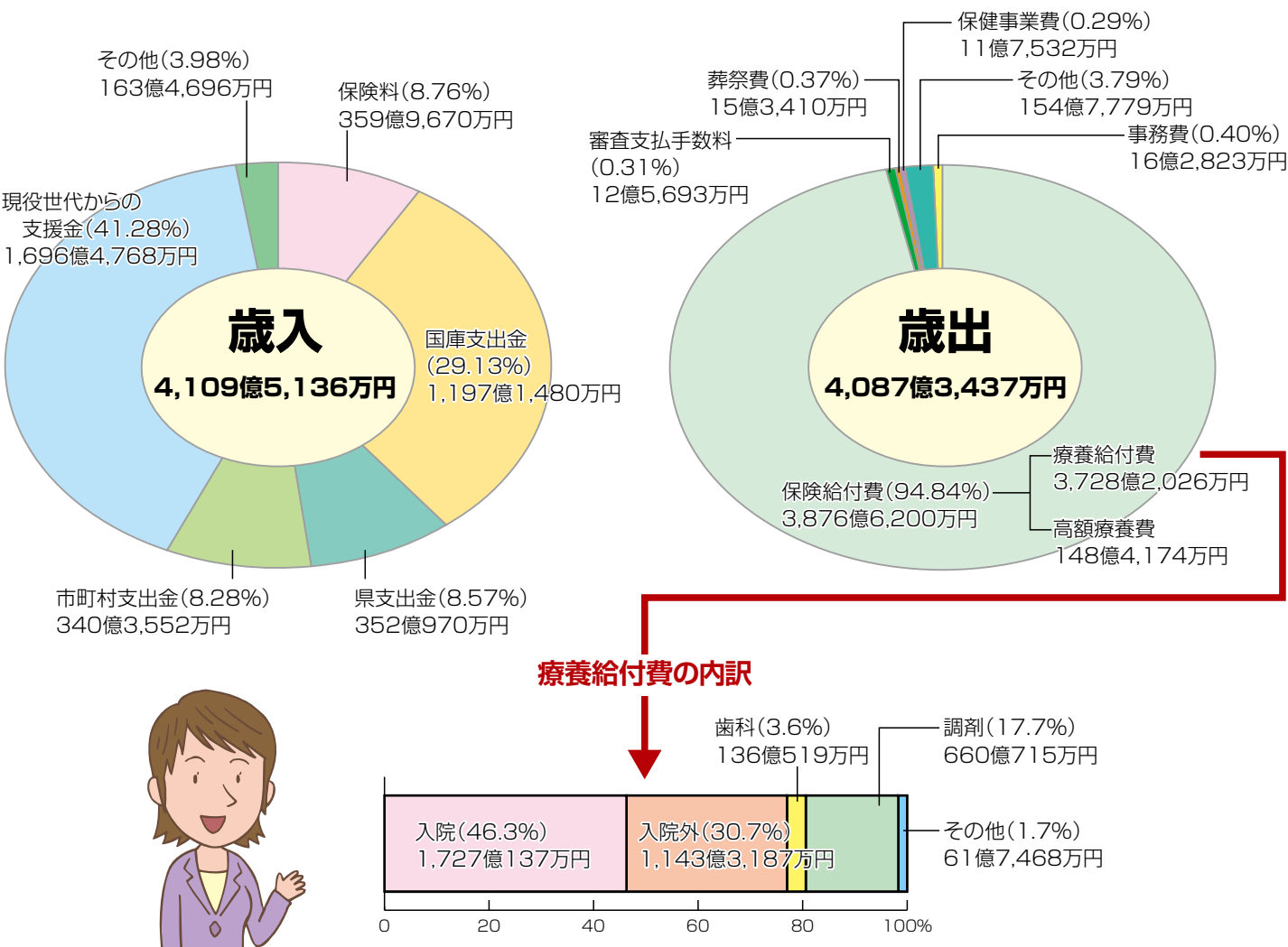


ちは広域連合だより

(平成23年11月1日現在) 千葉県人口 **6,210,707**人 (平成23年10月31日現在) 被保険者数 **575,723**人 第**11**号

制度に加入しているみなさんが、安心して医療を受けられるように、どれくらいのお金が入って（歳入）、そのお金がどのように使われたのか（歳出）を広く知っていただくため、平成22年度の決算状況をお知らせします。



平成22年度
決算の概要

後期高齢者医療制度の
家計簿
(特別会計)

広域連合の家計(会計)は2種類

「一般会計」
広域連合の運営に必要な経費に使われるお金

主な内容
● 議会を運営するための経費
● 制度についてお知らせする広報の経費
● 一般事務費
など

「特別会計」
保険制度を円滑に運営する事業に使われるお金

主な内容
● 医療費の支払い
● 葬祭費の支給
など

みんなで支える医療制度

広域連合では、制度に加入しているみなさん（75歳以上の方と65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがあり、申請により認定された方）が医療機関で支払う窓口負担を除いた医療費（約3,876億円）、市町村で実施した健康診査などにかかった費用（約11億円）、葬祭費を支給した費用（約15億円）を支出しています。制度の運営には、みなさんから納めていただいた保険料約359億円のほか、現役世代の方からの支援金として約1,696億円、国から約1,197億円、県から約352億円、市町村から約340億円の負担金が充てられています。

制度に加入しているみなさんが安心して医療にかかれる仕組みを、世代を超えて支えています。

保険料は貴重な財源です

みなさんから納めていただく保険料は制度を運営するための貴重な財源です。保険料は納付期限を守って納めましょう。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課へ相談してください。

平成22年度の千葉県の一人当たりの医療費について

平成22年度は、医療費の総額が4,243億6,595万円となっており、そのうち保険給付費（※1）として3,876億6,200万円を千葉県後期高齢者医療広域連合で負担しています。

千葉県の一人当たりの医療費は、77万7,734円となり、前年度（76万4,552円）と比較し1.7%増加しています。

医療費の増加は、みなさんの保険料の増加にもつながります。健康診査の受診による健康管理や「後発医薬品」（ジェネリック医薬品）（※2）を利用するなど医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成22年度
平均被保険者数（平成22年3月～平成23年2月）	545,644人
医療費の総額	4,243億6,595万円
一人当たりの医療費	777,734円

※1 保険給付費（保険者負担額）は、医療費から被保険者の自己負担額等を除いたものです。

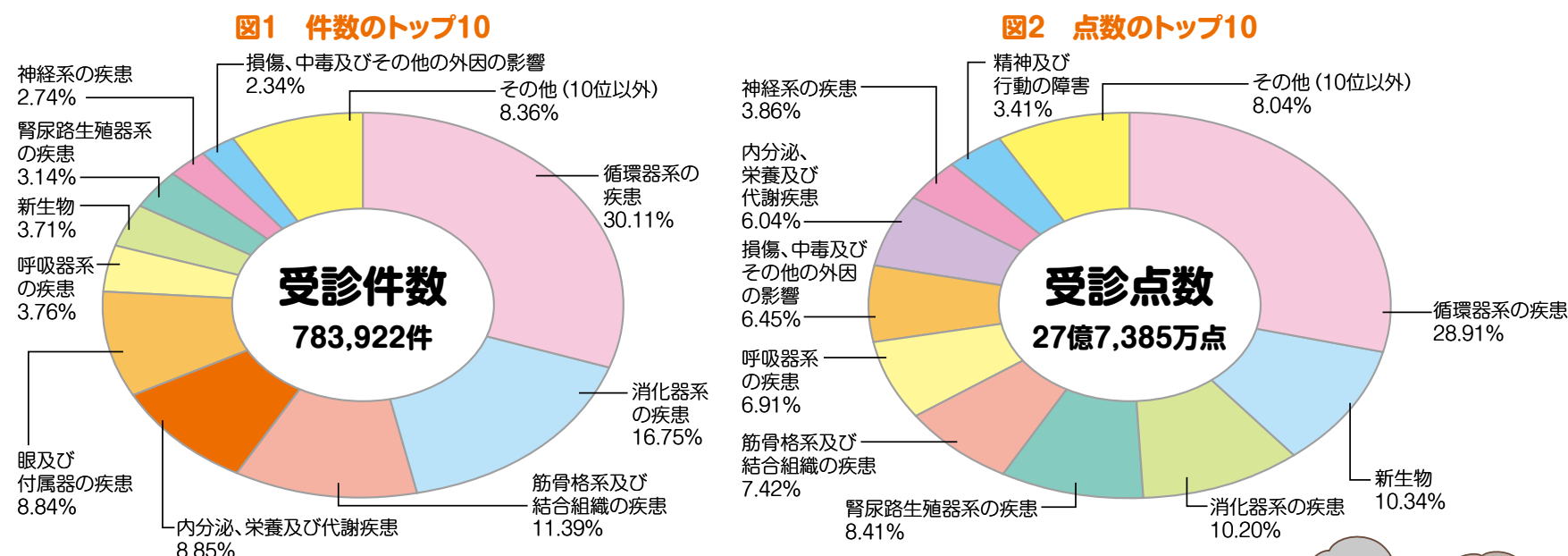
※2 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは先発医薬品（新薬）の特許期間等が終了したあとに、他の製薬会社が先発医薬品との同等性を証明して、一般的に低価格で作られる医薬品のことです。利用に当たっては、医師・薬剤師にご相談ください。被保険者証を送付した際に同封したパンフレットに記載されている「ジェネリック医薬品希望カード」を切り取り、お使いください（広域連合のホームページからもダウンロードできます。）。

後期高齢者医療の被保険者の疾病統計について

平成23年5月診療をもとに疾病統計を作成しました。

診療内容（図1.図2）については、循環器系疾患（高血圧、脳梗塞、心臓病など）の受診が多くなっています。

1位は、どちらも生活習慣病が大きく関係しておこる循環器系の疾患です！



※3 各図の%はそれぞれの項目の小数点第3位を四捨五入していますので合計が100%になりません。

※4 疾病分類は医科の診療報酬明細書（レセプト）から疾病の区分が登録されているもののみを集計しました。

食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の日常生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

還付金詐欺が多発中!!

広域連合や市（区）町村などの職員を名乗る者から、不審な電話や来訪が県内外で数多く発生しています。

これらは振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

少しでもおかしいと思ったら次のことに注意してください。

- 口座番号・暗証番号などの個人情報を教えない
- 身分証、職員証などを確認する
- 名前、電話番号を聞く
- 教えられた番号に電話しない
- 最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせる

ATMから振り込んだり絶対しないわ!

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

確定申告をされる方へ



①後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、前年中(1月1日～12月31日)に納付された全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、後期高齢者医療保険料の領収書や納付証明書の添付は必要ありませんので、納付された金額を申告書に記載していただくをお願いします。

○特別徴収の方

特別徴収(年金天引き)されている方については、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているので源泉徴収票をご確認ください。

○普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付された金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村窓口にお問合せください。

②株式譲渡益を申告される方ご注意ください。

医療費の窓口負担は以下の条件に当てはまると3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合などその売却代金により、医療費の窓口負担が3割負担となってしまう可能性がありますのでご注意ください。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切捨てた金額です。(分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。)

③申告分離課税を選択した所得も保険料を算定する上での対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や、配当所得なども保険料(所得割額)を算定する上での対象所得となります。



医療費や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、病院などの窓口での支払い(一部負担金)や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費や保険料が減免される場合があります。

○災害による減免

震災、風水害、火災などの災害により著しい損害を受け、一部負担金の支払いや保険料の納付が困難となった場合

○収入の減少による減免

心身の故障、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したために、医療費の支払いや保険料の納付が困難となった場合

※減免についての相談は市(区)町村で受け付けています。詳しくは、市(区)町村の担当窓口へご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

厚生労働省に制度に関する要望書を提出



↑ 要望書を外口崇保険局長に手渡す横尾会長

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、11月17日に平成23年度臨時広域連合長会議を開催し、小宮山洋子厚生労働大臣あての「後期高齢者医療制度に関する要望書」を採択しました。現行制度や新高齢者医療制度に関する重点要望と要望で構成される要望書は、横尾俊彦会長(佐賀県広域連合長)から外口崇厚生労働省保険局長に手渡されました。

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

要望書の概要

- ・ 保険料率改定において、被保険者の負担増を最大限軽減すること
- ・ 東日本大震災で被災した被保険者への、一部負担金免除及び保険料減免措置を平成24年度以降も継続すること
- ・ 新制度の構築に当たっては、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずることなど

東日本大震災で被災された方々へ

東日本大震災により被災されました皆様に謹んでお見舞申し上げます。

■保険料の減額または免除について

震災により被災した後期高齢者医療被保険者の方が住宅に損害(半壊以上)を受けたなど広域連合で定めた基準に該当する場合、申請により後期高齢者医療**保険料の減額または免除**が受けられます。
まだ、手続きされていない方は、お問い合わせください。

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村または資格保険料課 ☎043-308-6768

■一部負担金等の還付申請について

震災により被災した後期高齢者医療被保険者で「一部負担金等の免除対象(※)」となった方が、保険医療機関等において療養の給付を受け、当該保険医療機関等に一部負担金等を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を受けることができます。
※「一部負担金等の免除対象」とは、「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」の交付を受けている方です。
該当する被保険者の方には、平成23年7月から一部負担金等還付申請の勧奨通知を送付しておりますが、対象となる方でまだ申請されていない方は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課窓口で確認・申請してください。
申請受付後、概ね3〜4ヶ月で支給されます。
「還付支給対象となる一部負担金等」とは、保険診療の対象となった医療費の一部負担金(1割・3割)、入院時食事療養費または入院時生活療養費に係る標準負担額や療養費(補装具や医師の指示により施術を受けたマッサージや鍼灸など)及び訪問看護療養費に係る自己負担額です。ただし、差額ベッド代、オムツ代など、保険外の費用は還付の対象となりません。

お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村または給付管理課 ☎043-216-5013

第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が行われました

平成22年度一般・特別会計歳入歳出決算の認定と平成23年度一般・特別会計補正予算を可決

11月15日に、平成23年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催しました。
定例会では、「平成22年度一般・特別会計歳入歳出決算の認定」、「平成23年度一般・特別会計補正予算」が審議され、すべて原案のとおり認定・可決されました。
また、一般質問には4人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の行政について広範囲の質問が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

- 議案第1号
平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定について

【認定】
- 議案第2号
平成22年度特別会計歳入歳出決算の認定について

【認定】
- 議案第3号
平成23年度一般会計補正予算(第1号)

【原案可決】
- 議案第4号
平成23年度特別会計補正予算(第2号)

【原案可決】

※議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略



議案説明する根本連合長

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名) (平成23年11月15日第2回定例会現在)

市町村名の五十音順 ◎は議長 ○は副議長	四街道市	横芝光町	八千代市	八街市	茂原市	睦沢町	南房総市	松戸市	船橋市	富津市	◎野田市	成田市	習志野市	流山市	長柄町	富里市	東庄町	東金市	長南町	長生村	銚子市	千葉市	館山市	多古町	袖ヶ浦市	匝瑳市	白井市	白子町	芝山町	○酒々井町	山武市	佐倉市	栄町	神崎町	九十九里町	鋸南町	君津市	木更津市	鴨川市	鎌ヶ谷市	香取市	勝浦市	柏市	御宿町	大多喜町	大網白里町	浦安市	印西市	市原市	一宮町	市川市	いすみ市	我孫子市	旭市	市町村名
	野村 裕	川島富士子	小林恵美子	鯨井眞佐子	三橋弘明	中村 勇	青木正孝	平林俊彦	鈴木いくお	福原敏夫	鈴木 有	大倉富雄	帯包文雄	松尾澄子	山根義弘	猪狩一郎	勝野暢一	早野 誠	丸 敏光	関 克也	宮川雅夫	小川智之	本橋亮一	加瀬芳廣	遠山 修	刈谷進一	幸正純治	三橋吉辰	川口幸雄	越川廣司	本山英子	桐生政広	高萩初枝	寶田久元	細田一男	三國幸次	小林喜久男	岡田壽彦	尾形喜啓	芝田裕美	伊藤友則	岩瀬洋男	古川隆史	中村俊六郎	野中眞弓	江沢 清	辻田 明	金丸和史	捧 仁滋	秋場博敏	竹内清海	川嶋英之	川村義雄	向後悦世	議員名

お問い合わせ
千葉県後期高齢者医療広域連合

- 午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 本紙について、広域連合の運営、議会について

総 務 課 ☎043-216-5011
- 保険料、被保険者の資格について

資格保険料課 ☎043-308-6768
- 保険給付、保健事業について

給付管理課 ☎043-216-5013